

第6期恵庭市総合計画（令和8年度～令和17年度）

策定方針について

現在、平成28年度からの計画期間である「第5期恵庭市総合計画」に基づき、各施策を推進していますが、現計画の計画期間が令和7年度までであることから、令和8年度～令和17年度を計画期間とする「第6期恵庭市総合計画」の策定に向けて取り進めます。

1 計画の位置づけ

- 総合計画は、本市の今後の行政活動全般にわたる目標と、その手段を明示。まちづくり・都市づくりを総合的かつ計画的に推進するため、市政の基本方針としての役割と性格を持ち、市の最上位計画として位置づけ。
- まちづくりの基本的方向と、その実現のための各分野の施策等を明らかにするとともに、市民と行政とが協働・連携してまちづくりを推進するための共通の指針となるもの。
- 本市では総合計画策定について、「恵庭市まちづくり基本条例」第21条で「基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。」と規定。
- 北海道総合計画の基本的な方向に沿った計画。

2 計画の構成

第6期恵庭市総合計画は、「基本構想」と「実施計画」の二層で構成。

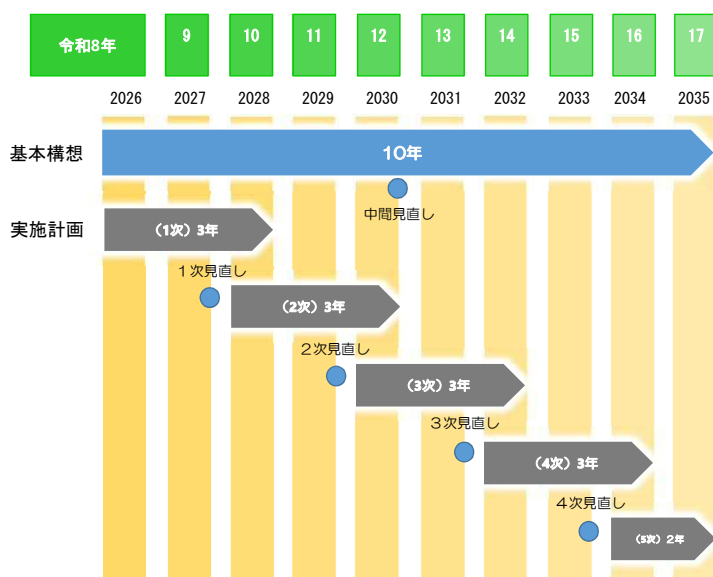


【基本構想】…本市の目指す「まちの将来像」を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方向性や目標、分野別・体系的な施策を示すもの。

※将来想定人口については、本計画では設定せず、本市の人口変動の状況に対応するまちづくりを進める。

【実施計画】…基本構想で示した「まちの将来像」の実現に向け、施策ごとの具体的事業について年次ごとに計画を定めるもの。

3 計画期間



- 基本構想は10年
(5年経過時中間見直し)
- 実施計画は2年ごと策定
(計画期間各3年：
2年経過時ごと見直し)

4 計画策定の視点

1. 市民意見を反映した（市民参加による）計画

計画策定段階から市民が参画し、市民意見が反映された計画づくりを進める。

2. 職員の参加による計画

計画に基づき事務を執行するため、職員も計画の策定段階から市民とともに考えていく。

3. 社会情勢の変化に対応できる計画

デジタル社会や脱炭素（ゼロカーボン）のほか、社会情勢の変化なども踏まえた計画とする。

4. SDGsを推進する計画

持続可能な開発目標（SDGs）を推進する計画とする。

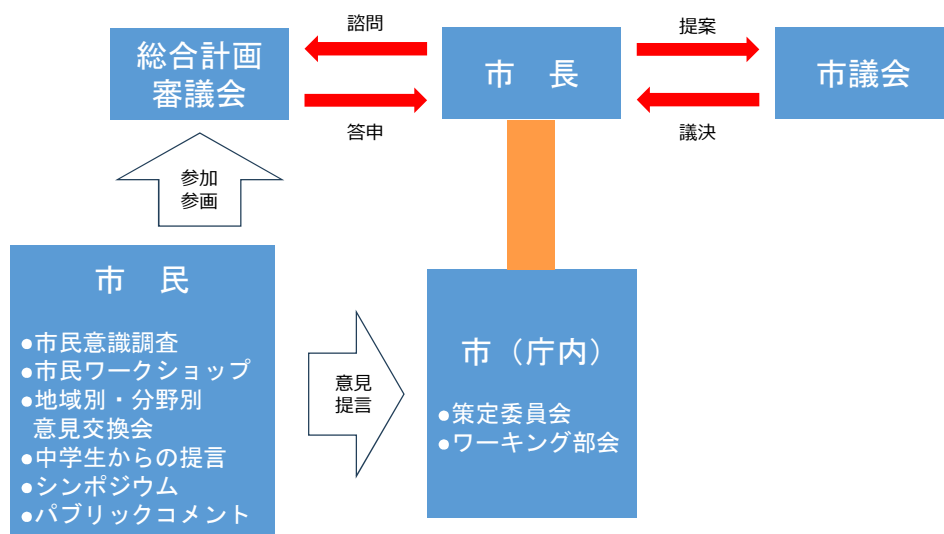
5. 成果がわかりやすい計画

成果指標を設定することで、達成度や進捗状況を市民へ公表し、市民がわかりやすい計画とする。

6. PDCAサイクルによる実効性の高い計画

継続的に事業の見直しや改善を図り、計画の進行管理と事業の評価を毎年行うことで実効性を高める。

5 計画の策定体制



6 計画の策定スケジュール（案）

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
総合計画審議会		委嘱 諮問	答申
市民		市民ワークショップ 市民意識調査 (アンケート) 中学生からの提言 地域別・分野別意見交換会 シンポジウム	パブリック コメント シンポジウム
市 (策定委員会) (ワーキング部会)	方針検討	策定委員会 (副市長・教育長・部長職)	
	庁内周知	ワーキング部会 (次長職・課長職・主査職)	案作成
市議会		総務文教常任委員会等で進捗状況報告	案作成

基本構想
(案)
提案